

ご注意ください

キャリア形成促進助成金の対象は中小企業です

中小企業に該当するかは、「適用事業所台帳」の産業分類番号を確認してください。

(事業所番号)
「39」: サービス業

- ① 資本金の額、または出資の総額が「5,000万円以下」である。
- ② 企業全体で常時雇用する従業員数が「100人以下」である。
- ① ② いずれかを満たしていれば、「中小企業」に該当します。

該当する場合 ①

資本金が「6,000万円」で、従業員数が「55名」の場合。

該当する場合 ②

資本金が「3,000万円」で、従業員数が「120名」の場合。

該当しない場合 ①

資本金が「5,500万円」で、従業員数が「110名」の場合。

(事業所番号)
「40」: その他

- ① 資本金の額、または出資の総額が「3億円以下」である。
- ② 企業全体で常時雇用する従業員数が「300人以下」である。
- ① ② いずれかを満たしていれば、「中小企業」に該当します。

該当する場合 ①

資本金が「3億5000万円」で、従業員数が「200名」の場合。

該当する場合 ②

資本金が「2億8000万円」で、従業員数が「350名」の場合。

該当しない場合 ①

資本金が「3億2000万円」で、従業員数が「330名」の場合。